

各都道府県労働局職業安定部長 殿

職業安定局総務課
訓練受講支援室長補佐

住居確保給付金に係る求職活動要件等の見直し等について

生活困窮者等の就労支援については、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

住居確保給付金については、解雇以外の離職や休業に伴う収入減少等の場合でも3ヶ月間の再支給を可能とする特例が令和5年3月末を以て終了する予定であり、令和5年4月以降は、コロナ禍における特例措置の一部を恒久化するとともに、自立支援機能の強化等がはかれるよう各種の見直しが行われる予定です。

特に、ハローワークに関連する見直し内容は下記のとおりであり、本内容をあらかじめご了知いただき、引き続き対応に遺漏のないようお願い申し上げます。

なお、本通知については、社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室に協議済みであることを申し添えます。

記

1 令和5年4月以降の求職活動要件について

(1) 求職活動回数の緩和措置の廃止

住居確保給付金の求職活動要件として設けられている

- ・月2回以上のハローワーク等における職業相談等
- ・原則、週1回の企業への応募等

について、いずれも月1回に緩和されていたところ、この緩和措置が廃止されること。

ただし、当初・延長・再延長・特例再支給のそれぞれの支給期間中に、令和5年4月を迎える場合には、当該支給期間の最終月までは、経過措置として、求職活動要件の緩和措置の適用を維持することとし、求職活動要件の緩和措置の廃止は段階的に実施されること。

(2) 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口の取扱いの恒久化

新型コロナウイルス感染症対応の特例として、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込み及び職業相談も、求職活動として認められていたところ、この措置が恒久化されること。

(3) 休業等から事業再生等を目指す者の要件の追加

自営業者が休業等から事業再生を目指す場合、支給期間の1～6か月目の支給期間の求職活動要件については、ハローワーク等での求職申込み、職業相談等、企業への応募等に代えて、経営相談先への相談申込み、経営相談先での経営相談、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組が、新たに認められるようになること。

2 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給の恒久化について

新型コロナウイルス感染症対応の特例として、職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給を可能としていたが、この取扱いが恒久化されること。

3 自立相談支援機関との連携について

令和5年4月以降の求職活動要件や受給終了者に対する適切な支援の実施については、別添社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡「令和5年4月以降の住居確保給付金における求職活動要件及び住居確保給付金の受給終了者に対する適切な支援の実施について」により、各都道府県・市区町村生活困窮者自立支援制度担当課（室）宛て、通知されているところ。

この内容も踏まえ、就労支援を要する者については、受給終了後も自立相談支援機関との連絡を密にし、ハローワークの活用を促す等、積極的な就労支援に努めること。

【資料】

別添：令和5年2月28日付け社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡「令和5年4月以降の住居確保給付金における求職活動要件及び住居確保給付金の受給終了者に対する適切な支援の実施について」

【担当】

職業安定局総務課訓練受講支援室
特定雇用対策係 柴川
内線（5796）